

第79回公開研究会 パネルディスカッション（概要） *敬称略

パネリスト：

片見 悟史 氏（文部科学省高等教育局私学部私学行政課 課長補佐）

植村 礼大 氏（俵法律事務所 弁護士）

丸山 悟 氏（日本福祉大学 理事長）

小林 武夫 氏（産業能率大学 評議員）

西井 泰彦 氏（私学高等教育研究所 主幹）

司 会：

山崎 慎一 氏（桜美林大学 准教授/私学高等教育研究所 研究員）

1. スケジュール

西井：理事と評議員の兼務者を理事にするのか、評議員にするのかは重要な課題だ。評議員会制度を構成員含めて見直す必要がある。

学校法人ごとに評議員会等の任期の最終日が異なるが、任期の延長または短縮は現行の寄附行為の附則に定めることで対応するのがよいと思うが、文部科学省（以下文科省）の Q&A を参考に各大学で定めるとよい。

寄附行為は学校法人の根幹であり形式的に簡単に変えるわけにはいかず、学内での調整事項も多くなるが、短いスケジュールの中で決めていかなければならない。

片見：寄附行為変更認可申請のスケジュールについては、先日文部科学省から各学校法人にお知らせしたとおり、寄附行為作成例と内容的に異なっている規定の数を数えていただき、その結果に応じて申請していただくスケジュールが決まることとなる。文部科学省では、寄附行為の変更案が法令違反になっていないかどうかを中心に確認させていただくことになる。

植村：文科省は法令違反状態かどうかを確認するという話であるが、理事会を理事選任機関とする場合の説明などはケースバイケースだろうが、差戻しやさらに説明を求めることはあるのか。

片見：法令違反が疑われる場合以外は、追加で説明をいただくことは基本的にはない。

小林：端的に法令違反かというところと法的な拘束力がない法改正の趣旨や附帯決議に関して、学校法人側は不安を感じている。法令に基づいていれば、それ以外の指摘はないということでもいいのか？

片見：そうだ。基本的に法令違反という観点でよい。本改正は複雑な部分があるので、問題ないと思っても法令違反となっているケースも多く発生するのではないかと想定している。そういった点を中心に確認するつもりだ。

丸山：作成例と違っている項目の多寡で申請スケジュールが異なってくる。そうなるとうなっているとところが多い大学は急がなければいけないが、内容的な濃淡ではなく、あくまで作成例との差異の量である点は重要だ。

2. 理事会

西井：私学の自主性とは、教学のみならず経営やガバナンスについてもいえることであり、理事の選任は私学の自主性の根幹となる事項の一つだ。理事の意向が理事会に反映されないシステムはあり得な

いことだと考える。理事選任は、学校法人の自律性・自主性にとって重要であるため、枠に嵌めないようにしてほしい。

理事選任機関を評議員会とする場合、評議員数が現行 50 人を超える大学も少なくないが、その評議員が理事 1 人 1 人の資質を判断する能力があるというわけではないであろう。評議員の中から判断能力のある人達を選び、そこで判断することが現実的であり、一律に評議員会全体で決めるとすると、うまくいかないのではないか。

植村：理事選任機関は、法律上は寄附行為の定めによるとなっているため、私学の自主性と公共性のバランスを取りながら定めればよいと考える。付帯決議の文言も必ず評議員を入れるようにとは書かれていない。作成例は、評議員会の意見を参酌するようにと法律にはない内容をわざわざ入れているので、各大学で判断して決めていけばよい。

山崎：法改正の趣旨というところで、さきほど神山課長が改正の趣旨と私立学校法（以下私学法）の趣旨について触れていたが、少しズレを感じる。私学側の考えと文科省の考えもうまくかみ合わないように思えるがどうか？

片見：これからの私学の発展には、社会からの信頼が一層必要となることを意識して私学法改正に対応してほしい。

例えば、理事選任機関をどこにするかだが、理事選任機関を理事会にすることも不可能ではないが、そうすることにより、理事会が独善的に学校法人を運営しようとしているという見方をする人も出てくるかもしれない。こうした声に対し、各学校法人が説明責任を果たすことで運営上問題がないことを示す必要がある。

丸山：評議員の任期は理事の任期と同じか長くなるが、理事会推薦の評議員は、理事会の普通決議で解職することが可能だ。普通決議での解任がこれからは起こってくると考えておいたほうがよいが、こうしたことは簡単に行うことでもないし、しっかり対応できる理事会でなければいけない。様々な取り組みが必要であろう。

小林：私学の自主性を重んじるということは、私学法第一条の目的に書かれており、「寄附行為において定める」という文言が私学法には数多く出ていることもその表れだと考える。今回の私学法改正は守りのガバナンスで、手続きやチェックが厳格化しているなどのため、つい作成例を参考にしてしまうが、私学法をよく読み、私学の自主性である経営の自由度を少しでも確保できるよう、「寄附行為において定める」をいかに活用するかが大切だ。

西井：今までのように理事長や一部の理事が理事を決めることはできなくなるが、自分の学校法人に合った適切な選任機関にする必要がある。その際に評議員会の意見を十分に参酌するといいたいだろう。これからは厳しい経営的判断をしないとイケない時代になり、必ずしも全員の賛同を得られるとは限らない。しっかり経営管理をできる適任者を選ぶような選任機関にしなければならない。

山崎：理事の資質が今回定められた。学内で対立構造が生じたときに解任もしやすくなったがどう考えるか？

片見：解任に関しては、評議員会の決議要件決議要件は変えられないことになっているが、それ以外に関しては加重できるようになっている。ゆるくても乱用される、きついと解任できない、そこは各学校法人の判断になる。

丸山：決議事項によっては、機関決定に理事の 2/3 の決議が必要で、意見が近い人たちで理事会を固め

るような人的編成が必要だ。理事会と評議員会で解任しあうようなことがない組織にしなければならない。

植村：解任を容易にしない手段としては、解任事由を寄附行為でしっかり定めるとよい。そのうえで、旧寄附行為作成例は総理事の 3/4 以上の議決で解任としており、明らかに理事を保護しすぎていた。理事の解任のしやすさと理事会の一体性のどちらを優先するか。民法の原則論に近づけたほうが理事会の一体性は保ちやすい。特別決議も必要ない形になったように解任はされやすくなり、乱用の危険性が高まっているが、ふさわしくない非行などがあつたときしか解任できないような作成例になっており、理事を守っている。

評議員会とのコミュニケーションという話があつたが、大学はもともと教授会があり、誰が上で誰が下なのかもわかりづらい面があつたところに、今回の法改正でさらに様々な人が関わってくるので、せめて理事会は一体性を保っておかないと、なにも変えられなくなるであろう。

なお解任事由を定める必要性は、例えば校長理事の退任規程を置かないと理事として解任できなくなる場合があるためだ。制度設計をしっかりする必要がある。

3. 評議員会

西井：評議員の選任の際、別々の選任機関を立てると煩雑だがどうするかを各学校法人で悩んでいるのではないか。

今までは評議員会で反対されても、再度理事会で議決すると通すことができたが、今後はできなくなる。なにを特別決議にするか、なにを評議員会の決議とするかが大きな課題であり、文科省のひながた通りだといざとなると大変だと思っている。

山崎：評議員は以前より権限が強くなっている。これからの学校法人は、縮小など経営的にネガティブな判断をしなければならないが、ケースによっては職員や同窓生が反対することもあるであろう。評議員の役割ということで、文科省の見解はどうか？

片見：今回の私学法改正は、監視・監督機能の強化の方向で進んでおり、一部では今までどおりにいなくなる可能性がある。そのせめぎあいの中で、重要な寄附行為の変更、合併、解散には評議員会の決議が必要とし、ガバナンスの強化を目指している。評議員の資質・能力も重要で、個人にとっての判断ではなく、法人運営をより良くする一端を担っていることを評議員に理解していただくことが必要だ。

小林：特別決議については、法的に定められた事項はそうせざるを得ないが、基本は過半数の決議がいいのではないか。過半数を超えると意思決定がしづらい。今回の私学法改正では、理事会と評議員会が話題になっているが、監事も意思決定にかかわってくることになり、意思決定機関が複数化する。そこにさらに意思決定がしづらくなるような特別決議にすることはよく考えたほうがよい。評議員会の諮問事項を議決事項にすることも可能だが、理事会として経営の責任を発揮する点からも、よく検討して決めたほうがよい。

山崎：今回の改正の中で意思決定機関が増えることになり、これまではリーダーシップを集約する方向であったことに対する新しい流れだと思う。意思決定者が増えることについてどう思うか？

植村：今日の講演における文科省のガバナンスということばの使い方は、守りのガバナンスを意味しており、権限の抑制という意味で使われていて、これは現代の社会におけるガバナンスの使い方

い。一方で学長のリーダーシップという点からのガバナンスは、平成 27 の学校教育法改正当時の概念である上からの統率であり、ガバナンスということばの使われ方は、時代によって異なっている。各学校法人によっても違うだろう。各学校法人が法律に合わせる中で知恵を絞って、自らにとってよいガバナンスを議論して考えるといいだろう。「私学法は寄附行為の定めるところにより」というのを多く残しているの、各大学の自主性を発揮できる。

業務が止まってしまうリスクには留意が必要で予算や中期計画などを特別決議や理事会・評議員会両方の議決が必要とすることは避けたほうがいいであろう。

私学法の特徴として学校長理事と職員評議員があり、1 人の人に複数の役割を与えていることが挙げられる。理事も評議員も善管注意義務を負うが、学校法人に対して負うことになることに注意してほしい。学校長理事は、しばしば学校法人全体よりも自校を優先してしまう。評議員も同様だ。

山崎：誰が評議員となるのかがより重要な役割を持つことになる。こういった評議員や理事の資質について、文科省としてこういったものを満たしていればといったことはあるのか？

片見：改正私学法第 61 条では「教育または研究の特性を理解し、学校法人の適切な運営に必要な識見を有する」としており、この両方の知見を持っているということが前提だ。その上で、特にどういった役割を期待してどのような分野の知見を有する方に参画していただくかを考えて選任していくことになるだろう。

丸山：中小の私立大学では、事業活動収支の黒字化が厳しく、財政健全化を目指す執行部体制が必要になってくる。執行部体制を支えるような研究活動の深化に関わる人材も必要だ。評議員においても同様のことが言える。評議員の構成の考え方もかなり変わってくるのではないかな。

片見：今後少子化が進む中で経営的な面で難しい局面が出てくることを想定し、理事・評議員の構成を考えていただくことも重要だ。

4. まとめ

片見：私学法改正への対応は論点が多岐にわたるが、学校法人には、社会からの信頼を一層得るためにはどうすべきなのかという観点から対応していただきたい。

基本的な考え方として、ガバナンス改革はそれ自体が目的ではなく、教育研究の質を向上させるために行うものだ。だからこそ学校法人が主体性を持って行うことが大切だ。理事会と評議員会の対立を前提として考えてしまうところがあるが、基本的には協力・協働して学校法人をよくしていくことが大原則だ。

植村：今後どうすればいいかについては、文科省 web サイトに知事所轄法人向けの解説や TO DO リストもあるので、特に理事・評議員の移行時期のことなどをよく見ていただきたい。

学校長が理事であることや評議員に職員が入っており経営をチェックするなど、今回の私学法改正でみなが難しいと思っている部分は、私学法が元来内在しているものである。しっかり先に議論し、なんとか法律に対応していただきたい。

丸山：大学には内部にも審議機関があり、外部からも外部評価やガバナンスコードなど様々な体制を作っている。加えて理事会の活動をチェックする評議員会があるので、評議員会の位置づけを積極的に位置付けていきたい。評議員には職員の経営参加という側面もあり、私学法改正を前向きにとらえて対応していきたい。

小林：寄附行為は、ことば遣い一つで意味が変わることがあることに注意して作成する必要がある。しかし、今回は私学法の大改正であり、学校法人内部の意思決定機関の複数化など、大学の内部世界が大きく変わる。寄附行為を変えることが具体的に学校法人の内部をどんな世界にするか、イメージーションを働かせることがまず重要である。

西井：寄附行為は一律に定めることはできない。各大学で自律的な判断が求められている。

過去からの私学法改正は私学の不祥事への対応を主眼に行われてきたと考えている。私学は、不祥事を抑制しつつ学校法人としてしっかりした体制を取らなければならない。

学長が業務執行理事である必要はないという説明がさきほどあったが、大学の主目的は教育の遂行であり、教育と法人業務を分けるとすると、教育には法人は口を出させないようにするという動きが起こり、学内が2分される可能性がある。しっかり教育を遂行するよう、法人としてどう考えるかが重要ではないか。

寄附行為をいかに自分の学校法人にあったものに作るかが主題となる。寄附行為を実際に学校法人で適用できるかをしっかり考えなければならない。多くのテーマがあるが、寄附行為作成例を参考に、私学の自発性の中で自分の大学にとってどうかを問い直してほしい。